

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(情報政策課) 21
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業支援課) 21
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課) 22
○土地改良事業計画の変更の認可……………	(農業支援課) 22
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 22
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課) 22
○道路の供用の開始……………	(道路課) 22
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	22
道監査委員告示	
○地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査契約に基づく補助者に関する事項……………	25
道監査委員公表	
○監査公表第2号……………	26

告 示	
北海道告示第328号	
次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成20年5月13日 北海道知事 高 橋 はるみ	
1	随意契約に係る特定役務の名称及び数量 行政情報コミュニケーションシステム等運用・保守管理業務 一式
2	随意契約の相手方を決定した日 平成20年3月31日
3	随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 (2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

- 4 随意契約に係る契約金額
278,733,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部科学 I T 振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第329号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。
平成20年5月13日

				北海道知事 高 橋 はるみ			
余市川土地改良区							
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所			
退 任	平成20. 4. 15	監 事	吉 川 秀 則	余市郡仁木町尾根内773番地			
江部乙土地改良区							
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所			
就 任	平成20. 4. 1	理 事	谷 憲 勇	滝川市江部乙町3960番地 1			
同	同	同	家 納 利 雄	同 江部乙町1479番地			
同	同	同	石 川 賢 夫	同 江部乙町4076番地 4			
同	同	同	小 出 洋 一	同 江部乙町2091番地			
同	同	同	石 川 吉 也	同 江部乙町東10丁目11番28号			
同	同	監 事	道 川 紀 雄	同 江部乙町1774番地 5			
同	同	同	石 川 伸 貴	同 江部乙町948番地			
退 任	同 20. 3. 31	理 事	谷 憲 勇	同 江部乙町3960番地 1			
同	同	同	大 野 幸 一	同 江部乙町1787番地			
同	同	同	石 川 賢 夫	同 江部乙町4076番地 4			
同	同	同	小 出 洋 一	同 江部乙町2091番地			
同	同	同	石 川 芳 幸	同 江部乙町929番地 7			
同	同	監 事	道 川 紀 雄	同 江部乙町1774番地 5			
同	同	同	石 川 吉 也	同 江部乙町東10丁目11番28号			

北海道告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成20. 4. 24	帯広市土地改良区
同 20. 4. 28	新十津川土地改良区
同 20. 5. 1	厚真町土地改良区

北海道告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成20年4月24日、多度志土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成20年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字尾白内1186の1・1269の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 砂防設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字中音更176の2・176の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 美深名寄線	名寄市字大橋146番2地先から 名寄市字大橋68番2地先まで	平成20. 5. 13

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年 5月13日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 道道江部乙雨竜線江竜橋架換（上部工）工事
1工区 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成24年1月20日まで
- (4) 履行場所 滝川市・雨竜郡雨竜町
- (5) 本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時VE（技術提案型総合評価方式）の試行工事のうち、技術提案が実現される確実性について審査を行う確実性審査総合評価方式（標準型）の試行工事である。
- (6) 分別解体等の実施の義務付け
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104

号)に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体であって、次のいずれにも該当すること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

イ 本工事の施工計画が適正であること。

なお、設計図、特記仕様書等(以下「設計図書」という。)に示した標準的な施工方法等(以下「標準案」という。)の内容と異なる施工方法等(以下「VE提案」という。)で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。VE提案による技術提案書が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画書を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画書を提出すること。

ウ 構成員の数は、2社又は3社であること。

エ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件

ア 発注工事の対応する平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する一般土木の資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

ウ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値(以下「評定数値」という。)が、1,090点以上であること。

エ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に付き許可を受けてから営業年数が4年以上であること。

オ 入札執行日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者(指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。)であること。

カ 道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

ク 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、

この限りでない。

ケ 過去15年間(平成5年度以降)に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、構成員の数が3社の場合は構成員の2社以上が要件を満たすこととする。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

コ 構成員のうち1社以上が申請時現在有効な経営事項審査における土木一式工事のうちPC(工事種別:プレストコンクリート工事)の評定数値(以下「PC評点」という。)が、1,000点以上であること。

サ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

シ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ス 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

(3) 特定建設工事共同企業体の代表者の要件

PC評点が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年5月13日(火)から6月9日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課
電話番号 011-561-0426

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所会議室
(送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課)

(2) 入 札 日 時 平成20年7月22日（火）午前10時（送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「道道江部乙雨竜線江竜橋架換（上部工）工事1工区入札書等」と朱書きの上、必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入 札 保 証 金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に北海道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する特定建設工事共同企業体で、その構成員の1社以上が、過去2年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることをあらかじめ証明した場合で、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契 約 保 証 金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に北海道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、北海道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する特定建設工事共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることをあらかじめ証明した場合で、その特定建設工事共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とする。

7 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 期 間 平成20年5月13日（火）から6月9日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成20年5月13日（火）午前9時から6月9日（月）午後5時まで（日曜日及び土曜日を含む。）とする。

(2) 交 付 場 所 4に同じ。

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

(1) 落 札 方 式

ア あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、適正と認められた入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、また、標準案に基づく施工計画による入札参加者は、価格をもって入札する。次の(ア)、(イ)の要件に該当する入札参加者のうち、政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で(2)のウによって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格（消費税等を含まない。）で除した数値に対して下回らないこと。

イ アの評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総 合 評 価 の 方 法

次の方法により総合的な評価を行う。

ア 2に規定する資格を有する者に標準点100点を付与する。また、VE提案で施工しようとし、その提案が適正と認められた者には、VE提案の内容に応じて最大40点の加算点を付与する。

なお、詳細については入札説明書による。 イ 必要がないと認められる場合を除き、開札後に見積内容及び見積に応じた施工体制を説明するための資料を求め、技術提案の実現される確実性の審査を行い、提案確実性係数（$\alpha = 0.0 \sim 1.0$）を決定し、技術提案に対する加算点にこれに乗じたものを技術加算点とする。 なお、詳細については入札説明書による。 ウ 総合評価は標準点と技術加算点の合計点を当該入札価格で除して得た数値をもって行う。 (3) 評価項目 技術提案に係る評価項目は、次に掲げる事項とする。 ア コンクリートの性能・機能（配合・打設・養生等）に関する事項 イ P C グラウトの性能・機能（材料・施工方法）に関する事項 ウ 環境の維持（水質汚濁・生態系）に関する事項 エ 交通の確保に関する事項 オ 地元貢献策に関する事項 10 予定価格等 (1) 予定価格 事後公表とする。 (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格 設定している。 (3) 入札の執行回数は、原則 2 回までとする。 (4) 初度の入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。 なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。 また、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがある。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(1)、(2)、(7)、(11)、(12)、(13)によるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	イ 落札者となった者の構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (2) V E 提案等の採否については、競争入札参加資格が有るとした場合の通知と同時に通知する。 なお、V E 提案等の採否の通知において、V E 提案に基づく技術提案により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。 (3) 落札者の責により、入札に係る V E 提案を履行することができない場合、提案の履行状況に応じて最高20点を工事成績評定点から減点するものとする。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課 イ 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 電話番号 011-561-0426 12 Summary A Subject matter of the contract : Build various arts Ebeotsu Uryuu Line Kouryuu bridge, and exchange it (upper part construction) ; a construction 1 mechanic ward B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 22, 2008 (If mailed, bids must arrive no later than 10 : 00 A.M., july 22, 2008.) C Contact point for the notice : Construction Contract Division, Planning and General Affairs Department, Sapporo District Public Works Management Office. Nishi 16-chome Minami 11-jo, Chuo-ku, Sapporo, 064-0811 Hokkaido, Japan Phone : 011-561-0426 道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第 3 号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成20年 5 月13日 北海道監査委員 段 坂 繁 美 北海道監査委員 工 藤 敏 郎 北海道監査委員 見 野 全
--	---

北海道監査委員 坂 本 人 士	
道 監 査 委 員 公 表	
監査公表第2号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、平成20年3月26日、包括外部監査人中嶋恭介から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成20年5月13日 北海道監査委員 段 坂 繁 美 北海道監査委員 工 藤 敏 郎 北海道監査委員 見 野 全 北海道監査委員 坂 本 人 士	
正 誤 ○平成20年5月7日（第1972号） 北海道石狩支庁告示第7号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 12 右 12 誤 If <u>maided</u>, 正 If <u>mailed</u>,	